

「(仮称) いすみ沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社いすみ洋上風力発電が、千葉県いすみ市の沖合において、最大で出力696,000kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、「2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)を含む千葉県いすみ市沖の海域は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。)に基づき、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に向けた準備に着手する「有望な区域」に整理されており、令和4年2月に「千葉県いすみ市沖における協議会」が設置され、千葉県を含む関係機関等において、促進区域の指定に向けた検討が進められているところである。

一方、想定区域の周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された南房総国定公園が存在している。

また、想定区域には、「器械根」と呼ばれる岩礁群が存在するとともに、想定区域の周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省)に抽出されている。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ、適切に実施すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 海生生物等に対する影響

想定区域には、「器械根」と呼ばれる岩礁群が存在し、当該岩礁群等にはカジメ等の岩礁性の大型海藻が生育している可能性がある。また、想定区域の周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に抽出されており、さらに、藻場が分布していることから、本事業の実施により藻場や海生生物等への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、藻場や海生生物等の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりの場が存在する区域を明らかにした上で、工事中における水の濁り等による藻場や海生生物等への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、藻場等の改変を回避又は極力低減するとともに、環境保全措置を講ずることにより藻場や海生生物等への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法に基づき指定された南房総国定公園が存在している。当該国定公園には、主要な眺望点である「和泉浦園地」、「日在園地」等が存在することから、本事業の実施により、これら主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点からの眺望の特性や利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限離隔距離をとる等の措置を講ずること。

さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。